

森林関連の話題 (先進国の吸収源と途上国の森林減少)

国際環境NGO FoE Japan 江原誠

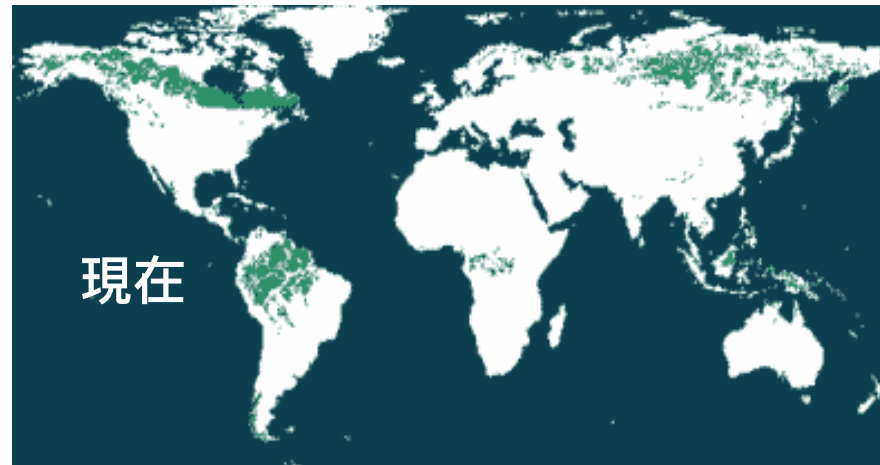
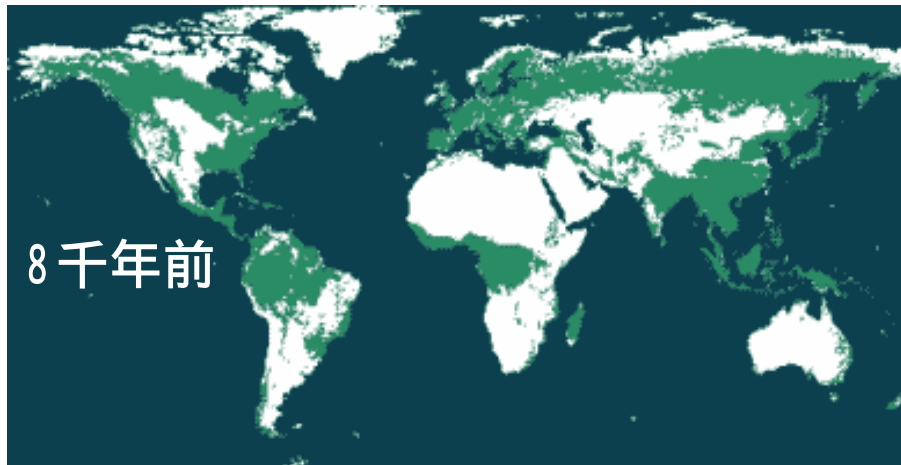
内容

1. 森林減少の現状と国際交渉
2. 気候変動枠組み条約での森林
 - (1) 京都議定書での吸収源
 - (2) 途上国での森林減少・劣化対策 (REDD等)
3. まとめ

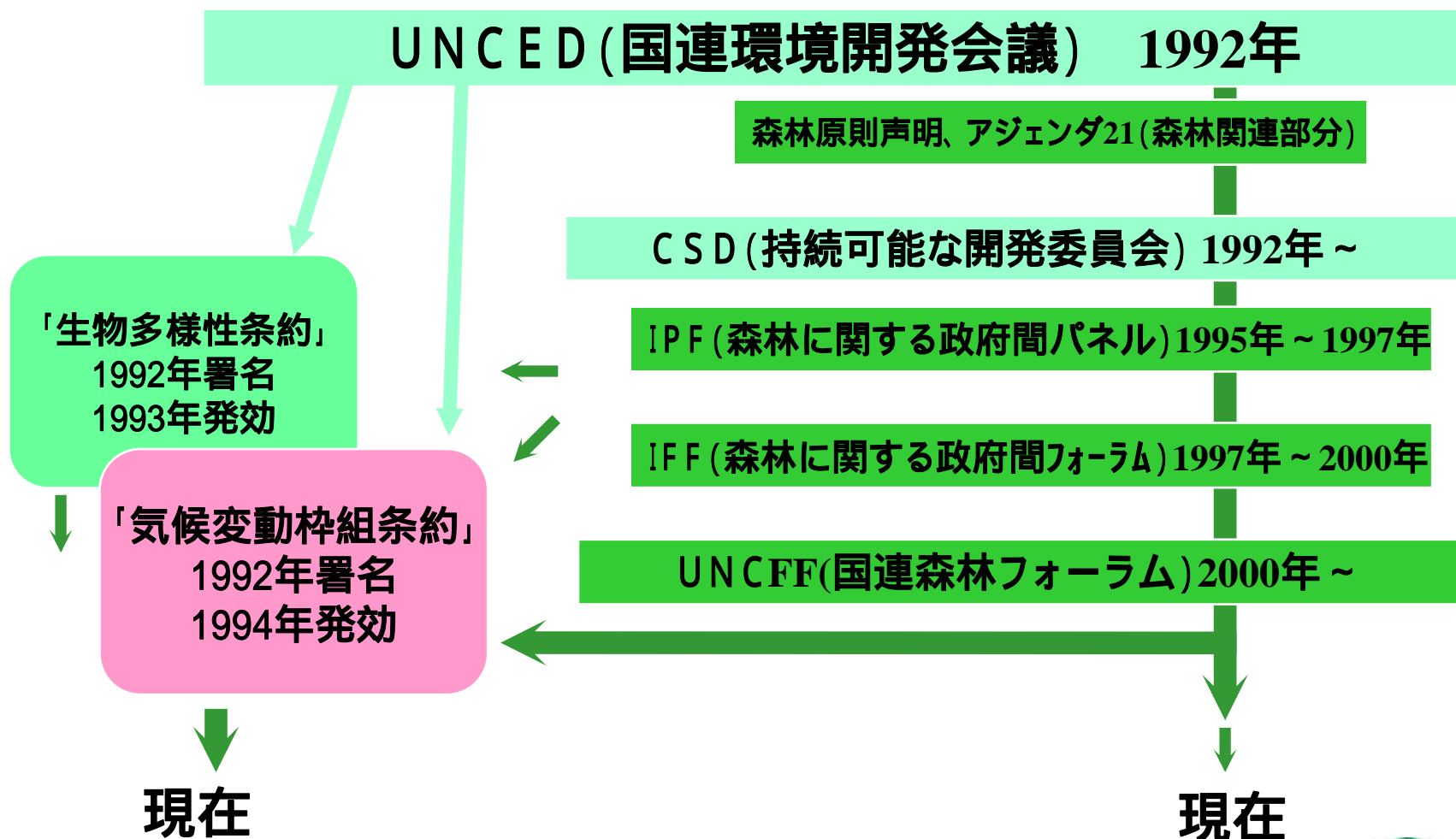
1. 森林減少の現状と国際交渉

世界の森林

現在の全森林面積は約39億ha(全陸地面積の3割(南極を除く))
残された原生林は、8000年前の2割



森林分野のこれまでの交渉の経緯



一向に止まらない森林減少

世界全体で年間1,300万haの森林喪失
増加分との差し引きで年間730万haの純減少

FAO (Forest Resources Assessment 2005)

© FoE Indonesia (Walhi)

過剰な木材生産

森林分野のこれまでの主な課題

資源多消費型の経済社会構造

木材製品、商品作物(紙パルプやバイオ燃料、ゴム、大豆等)や鉱物資源への巨大な需要圧力

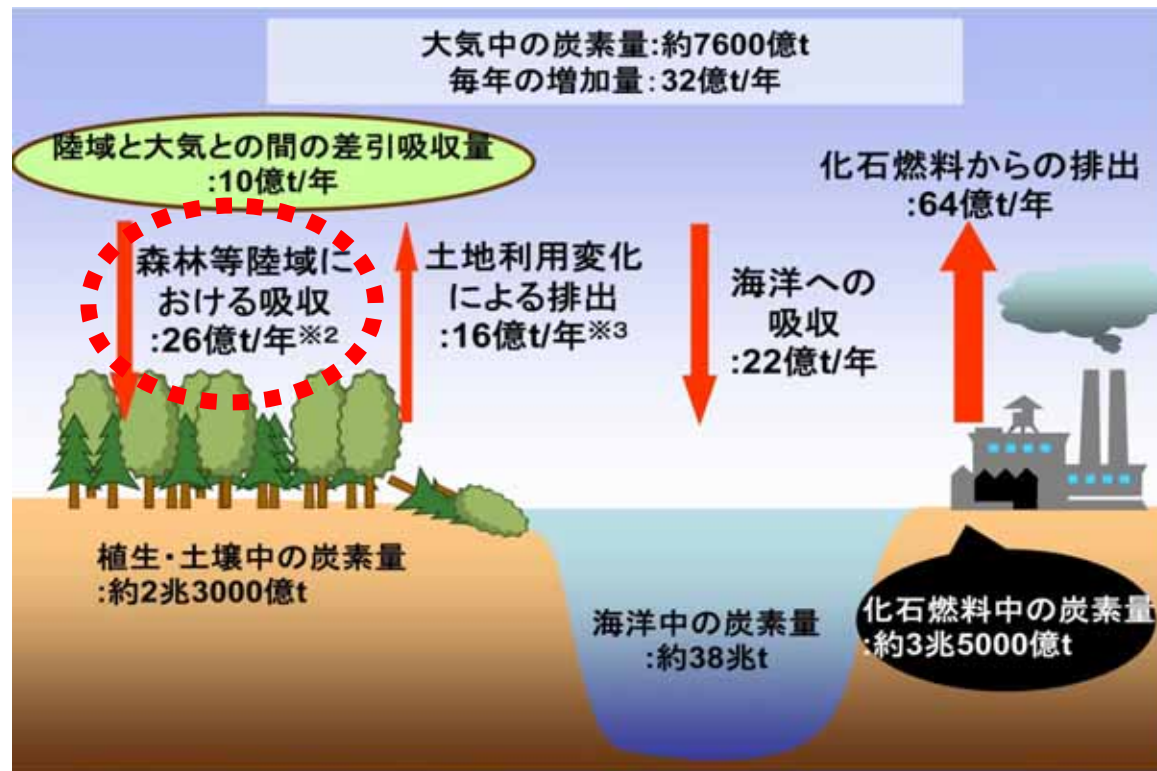
その利益を極限まで追求すべく自国の関連産業の拡大を試みる途上国を含む生産国の不公正な森林政策・ガバナンスの質の低さ

2. 気候変動枠組み条約での森林

主に炭素固定、排出、吸収の機能 カーボンニュートラル

(1) 京都議定書における吸収源としての役割

(2) バリ行動計画における途上国の森林減少・劣化対策(REDD)等の対象



地球上の炭素循環 ※1 (1990年代)

抜粋: 林野庁発表資料

資料: IPCC第4次評価報告書より作成

2.(1)京都議定書での吸収源の役割

京都議定書での「吸収源」の本質的な役割

< 前提 >

- カーボンニュートラルゆえ「本来的な削減」にはなりえないはずの森林吸収源
- 気候変化、生態系の多様性、統計データ不足、測定精度の低さ等の不確実性の問題

< 役割 >

- 炭素の一時的貯蔵庫として気候変動を遅らせる補助的役割
- 植林・植生回復、土壌管理の役割

現在の吸収源の基本的ルール

京都議定書付属書1国の第1約束期間での削減目標達成の1ツール

- 1990年以降に行った新規植林、再植林、森林減少による吸収・排出報告は義務(3条3項関係)
- 「森林管理」、「放牧地管理」、「農地管理」、「植生回復」については目標達成に利用するか/利用しないか選択可能(3条4項関係)

現在の吸収源の課題の一例

- 現在の森林の定義：面積0.05～1.0ha以上、樹冠率10～30%以上、樹高2～5m以上の土地。
伐採や災害により一時的にこの条件を満たさなくなった土地でも、森林に戻ることが期待されていれば森林とする (AnnexのPara.1)
3条3項で「森林減少」による排出は報告義務とされているが、天然林を皆伐しても森林減少として計上されず
定義に天然林と植林の区別がなく生物多様性の損失に繋がる

参考：CASA, 2002, “京都議定書の運用ルール-ボン合意・マラケシュ合意の分析(最終報告)-”

現在の吸収源の課題の一例

- 現在の3条4項

「森林管理」、「放牧地管理」、「農地管理」、「植生回復」の中から吸収源活動を選択可能。

特に「森林管理」において、締約国は吸収源となる場合は選択し、排出源となる場合は選択しないという「抜け穴」が出来ている

つまり、エネルギー由来の排出削減努力を結果的に弱める形になる

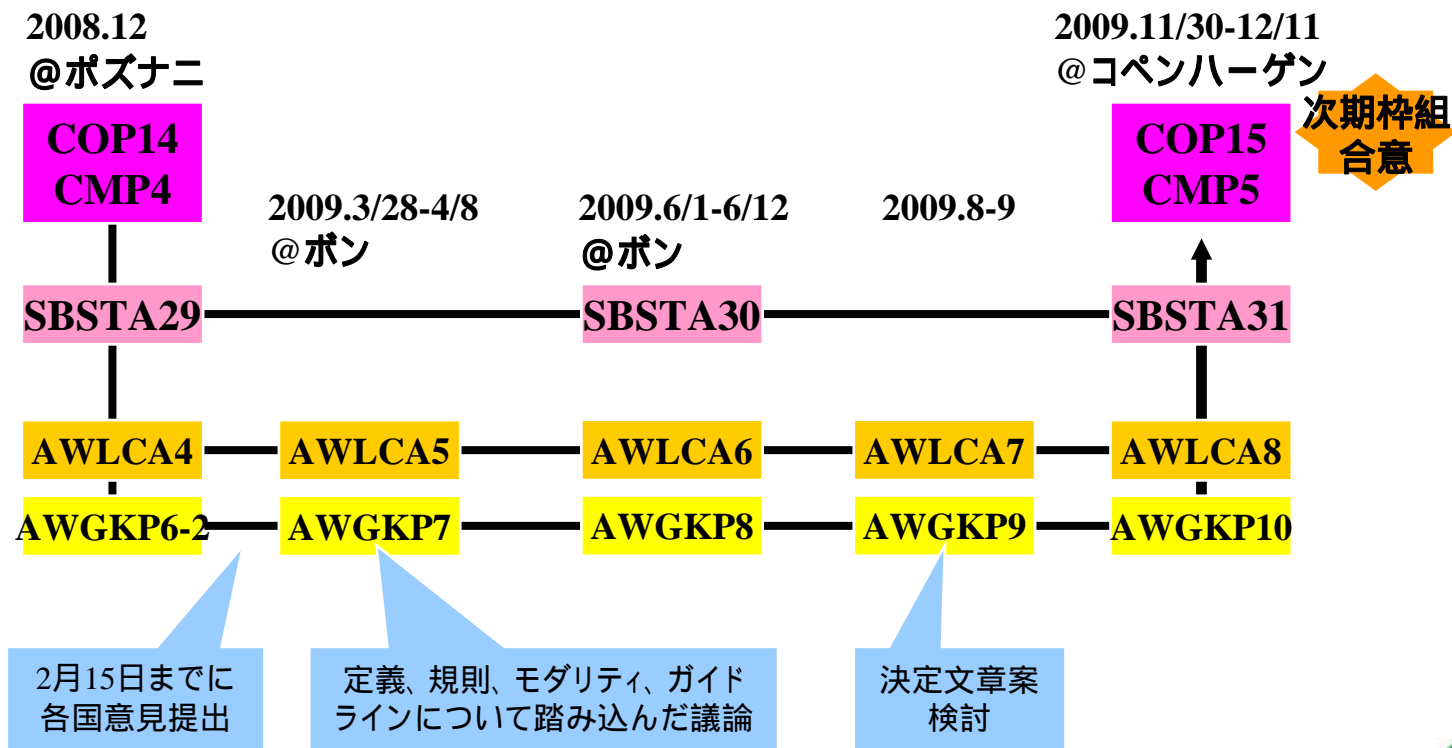
参考：CASA, 2002, “京都議定書の運用ルール-ボン合意・マラケシュ合意の分析(最終報告)-”

これまでの吸収源の議論の状況

- 全体の削減目標を決めてからルールを決め、多くの抜け穴が発生した第一約束期間の教訓を活かし、全体総量目標の交渉を横目で見ながら先にルールを議論している状態
- 4つの考え方を基本に、計上方法等の検討を行っている (Gross-Net方式 (現状のルール)、Net-Net方式、Forward Looking Baseline方式、Land based Accounting方式など)
- A/R CDMや、HWP (伐採木材製品) の炭素計上について引き続き検討する

COP14での吸収源の議論

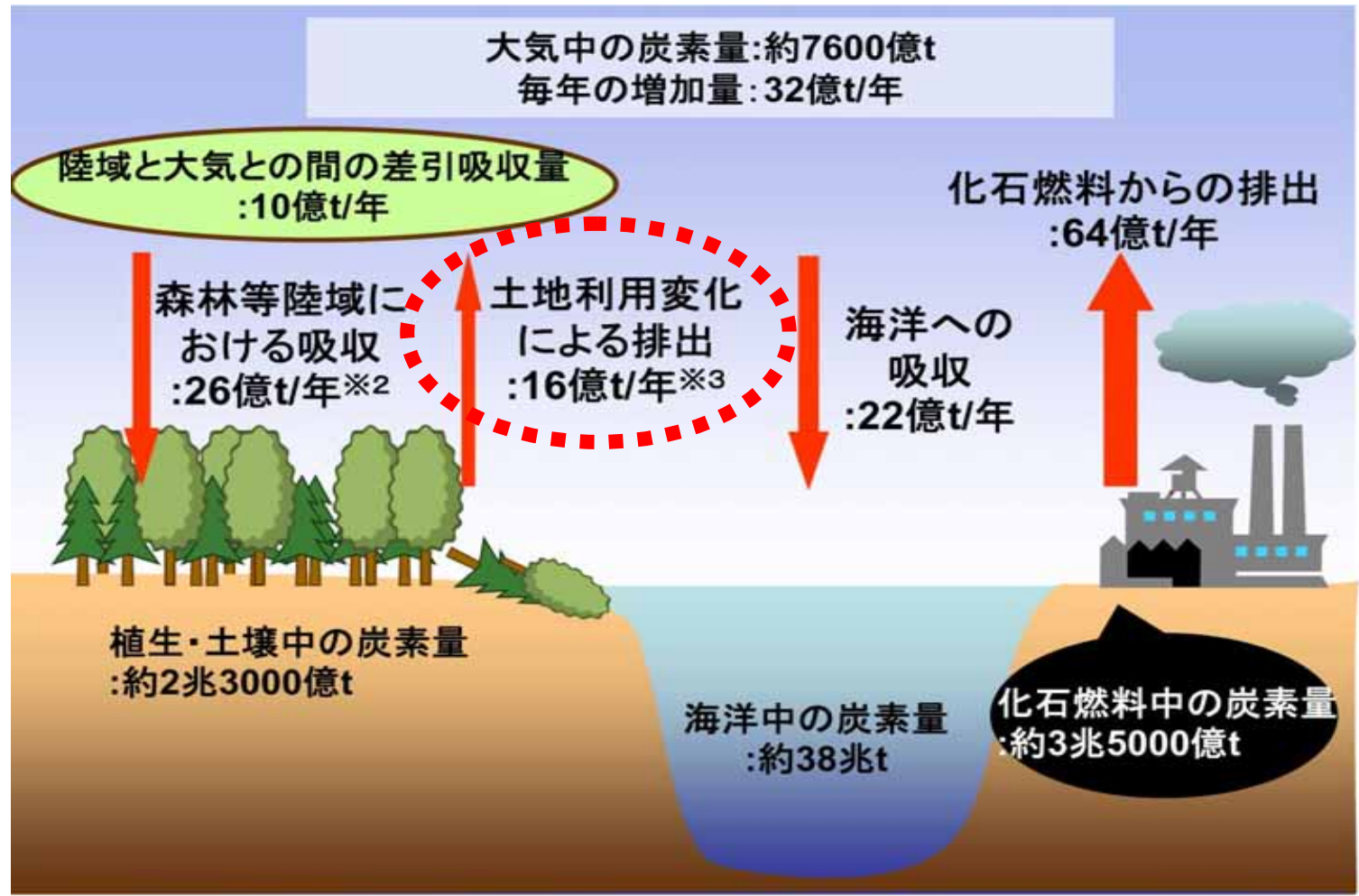
- 京都議定書の次期約束期間で吸収源をA1国の削減目標達成に用いることを合意
- 今後の作業プロセスに集中した議論を行った



COP15までの吸収源の注目点

1. 第1約束期間の課題をいかに解決するか
 - (1) 森林定義、3条4項など、現行ルールの問題の回避
 - (2) 不確実性の回避
2. 全体の総量目標における吸収源の取り扱いわれ方
3. 途上国における森林減少・劣化対策 (REDD) の排出削減量との関連性

2.(2)途上国での森林減少・劣化対策 (REDD)等



地球上の炭素循環 ※1 (1990年代)

抜粋:林野庁発表資料

資料:IPCC第4次評価報告書より作成

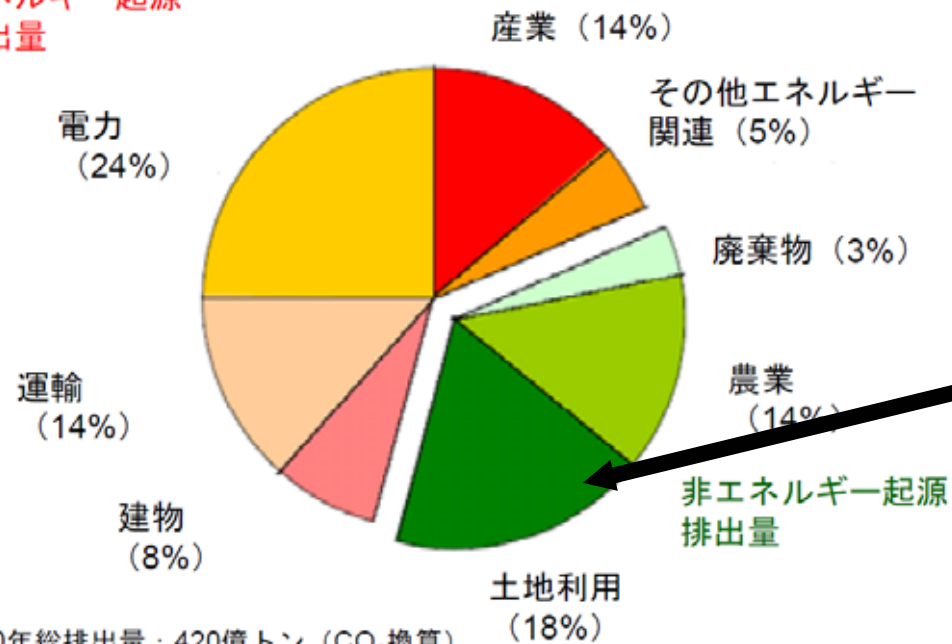
途上国におけるREDDの役割

< 前提 >

< 役割 >

世界全体の温室効果ガスの 分野別排出割合(2000年)

エネルギー起源
排出量



出典：環境省他、スターン・レビュー「気候変動の経済学」日本語版

1. 土地利用変化(森林減少)によるCO₂排出は約75億トン(世界最大のCO₂排出国米国の排出量は約56億トン)

2. 温室効果ガスの排出をできるところから、できるだけ早く削減する必要性

3. 現在の京都議定書では途上国には温室効果ガスの削減義務がなく次期枠組みへの参加は必要不可欠

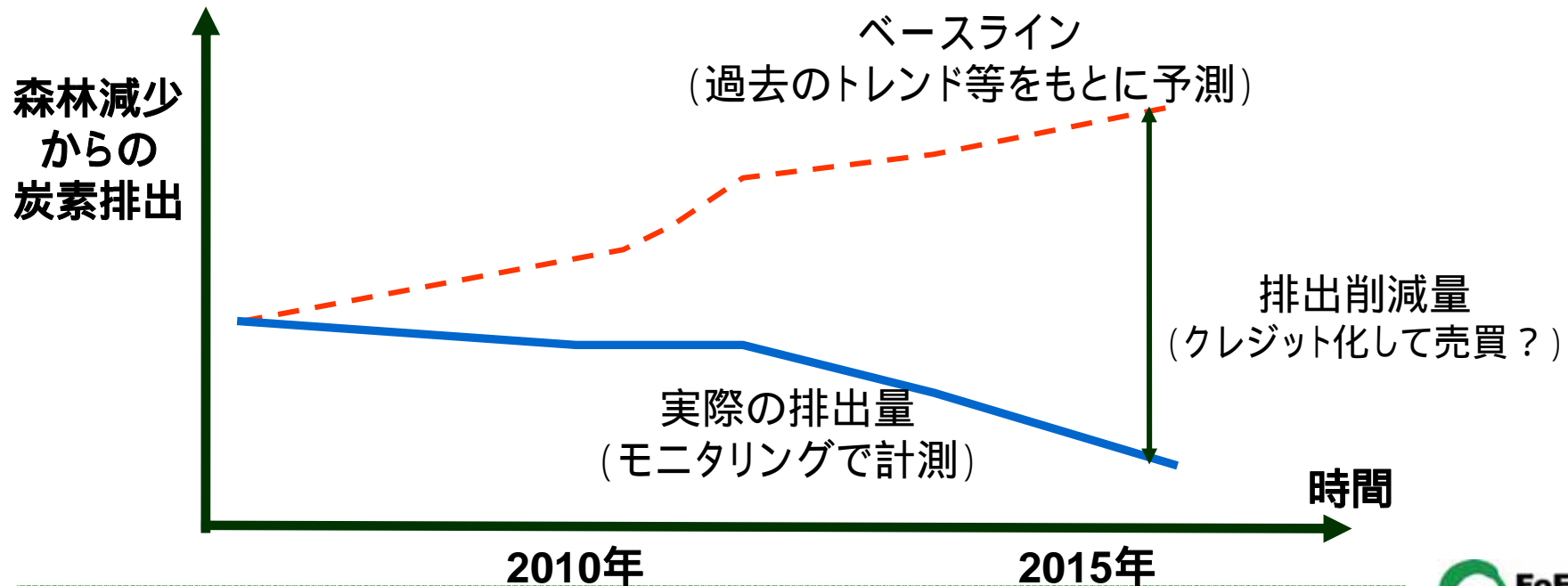
4. 途上国側としては、先進国からの支援なしには森林減少を含む気候変動問題への対処は困難

森林の農地への転換

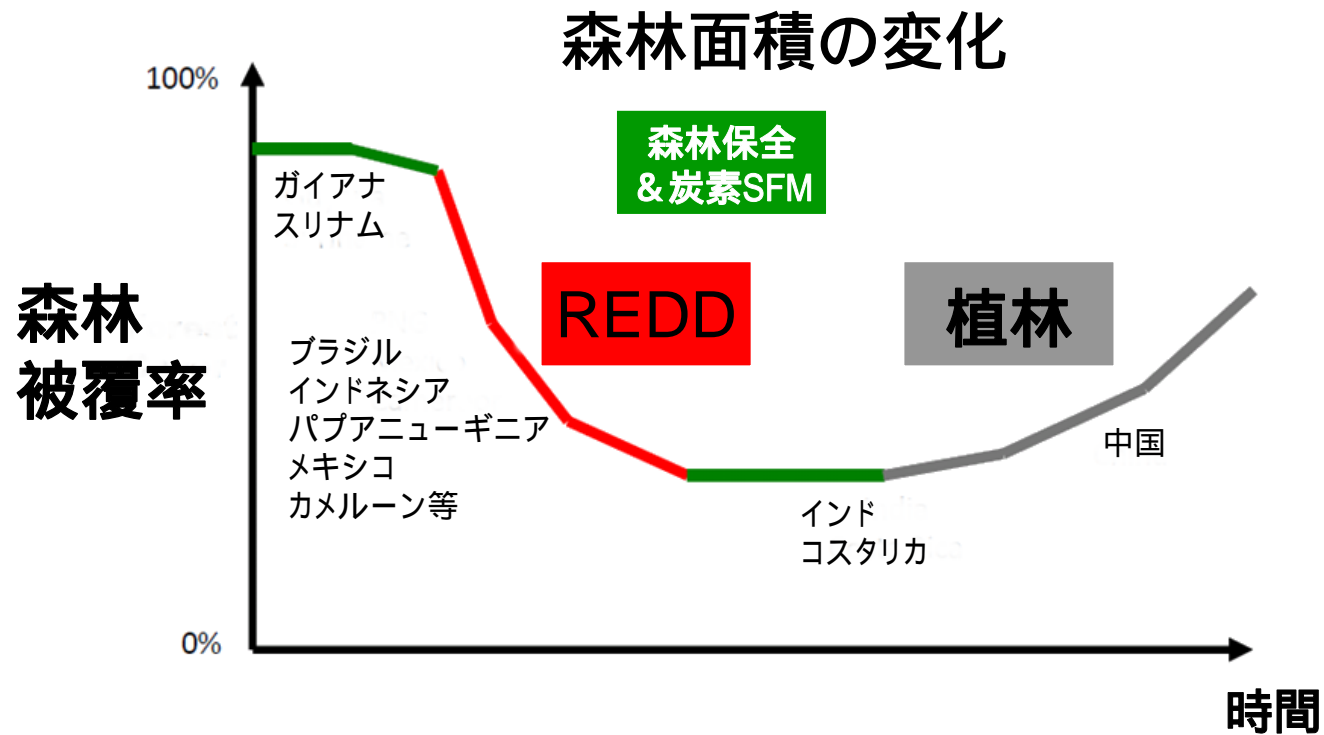
森林火災

REDDの基本的概念

- 京都議定書外の議論のため拘束力のあるルールは未定
- 途上国における森林の減少・劣化を対策を講じて防止した際、何も対策を講じなかった場合に排出されたであろうGHGを削減したとみなし、クレジットや補償を与える



REDDの各国背景



CfRN (熱帯雨林諸国連合), Climate Change & Development Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation UNFCCC AWG-LCA Workshop Accra, Ghana を元に作成

REDDの課題

- REDD制度実行の際の技術・方法論的課題
- 資金メカニズムについて市場ベース(クレジット可) VS基金ベース(クレジット不可)の意見の隔たり
- 持続可能な森林経営(SFM)の促進の議論の欠如
- 先住民(族)・地域住民の各権利の保障と役割の認識の不足
- 需要圧力と複数かつ動的な森林減少の潜在要因への対処の議論の不足

先住民(族)・地域住民の各権利の 保障と役割の認識

世界には約6千万人の先住民族を含めた10億人以上の人々が森林に食糧や薬などの生計手段を依存(FAO, 2008)

©SCC

所有権や市民権、政治・意思決定に参加する権利等の侵害が数多く報告
(JATAN, 2004)(Seymour, 2008)

©CAPPA

森林における先住民族や地域住民の存在や、「権利」の保障により森林が守られることが報告されている(Nepstad et al, 2006)(Larson, 2006)(FoE Japan, 2007)

©FoE Japan



REDDについてのこれまでの各国 の考え方の整理

- REDDのみに焦点をという締約国もあるが、保全や持続可能な森林経営(SFM)、植林も検討
- 真の温室効果ガス削減へ貢献
- ステークホルダー、先住民(族)、地域コミュニティの参加の必要性
- REDDは強制力を持たせるべきでないとの認識
- ベースライン・対象範囲は、基本的に国ベース。森林減少・劣化の要因の分析が必要
- 市場ベース、非市場ベース、二つのミックス方式の更なる検証(ブラジル、ツバル等は専ら非市場)

REDDについてのCOP14の主な決定事項

- 途上国のキャパビル推進、先住民・地域コミュニティの参加の尊重、各国の経験の共有の重要性、各国・地域における森林モニタリングシステムの必要性を確認
- 2009年2月15日までに各国意見提出
- 2009年6月までに専門家会合を開催し、先住民組織及び地域コミュニティの代表者のオブザーバー参加

COP15までのREDDの注目点

- 真に温室効果ガスの削減を防止できる仕組みになるか
- 先住民族や地域住民の「権利」の保障と「役割」の重要性の認識がどこまで深まるのか
- REDDについてのCOP15での決定が持続可能な森林経営(SFM)普及のための議論の礎をどこまで固められるのか
- 資金供出は市場メカニズムか基金方式か又はそれらの組み合わせか
- 森林分野の20年以上の課題である、過剰な需要圧(木材関連製品、商品作物、バイオ燃料、畜産業、鉱物資源等)への対処の議論はあるのか

まとめ

吸収源:

- 各国が透明性を確保した議論を通じて、真の温室効果ガスの吸収として機能し、不確実性を回避し、且つ、エネルギー由来の排出削減目標の努力を緩めないルール作りを行う必要

REDD

- 吸収源の教訓を活かし、真の森林減少・劣化防止につなげること
- 森林における、先住民族や地域住民の「権利」の保障と「役割」の重要性の認識を深め、森林減少・劣化防止活動に貢献させること
- 持続可能な森林経営(SFM)を促進し、森林分野の20年以上の課題である、過剰な需要圧をコントロールするための議論を始めること



ご清聴ありがとうございました

参考文献・WEB

FAO (2008), "Forests and poverty reduction", <http://www.fao.org/forestry/livelihoods/en>

熱帯林行動ネットワーク (JATAN) 『インドネシア合板と違法伐採』、2004年

Seymour, F, 2008, "*Conservation, Displacement, and Conservation*" in Cernea, Michael; Mathur (eds.), Hari Mohan, "*Can Compensation Prevent Impoverishment?*" New Delhi: Oxford University Press

Nepstad, D; Schwartzman, S; Bamberger, B; Santilli, M; Ray, D; Schlesinger, P; Lefebvre, P; Alencar, A; Prinz, E; Fiske, G; Rolla, A, 2006, "*Inhibition of Amazon Deforestation and Fire by Parks and Indigenous Lands*" *Conservation Biology*. 20(1). p65-73.

Larson, Anne M, 2006, "*Nicaraguan Country Case Study*", Report of the Listening, Learning, and Sharing Launch of RRI. Unpublished report. p11-12

FoE Japan; 山根正伸., 2007, "合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業 極東ロシア・沿海地方 高級家具用木材の違法伐採対策調査報告書", (社)全国木材組合連合会, 違法伐採総合対策推進協議会

